

JPCA NEWS

vol. 33
September 2022

一般社団法人
日本写真著作権協会
Japan Photographic Copyright Association



photo: 田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058

CONTENTS

CONDOLENCE
追悼

田沼武能さんをしのんで 神代浩 p3

WORDS
田沼氏のことば

「東京わがふる里」 田沼武能 p6

BIOGRAPHY
バイオグラフィー

田沼武能氏の足跡 p9

COPYRIGHT
著作権入門

写真著作権の保護期間 p10

QUESTION/ANSWER
一問一答

野球の試合を撮影した写真を SNS に投稿しても大丈夫? p11

GALLERY
ギャラリー

田沼武能 p2 p4 p5 p8

JPCA会員団体

公益社団法人日本写真家協会 (JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)
日本肖像写真家協会 (日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)
全日本写真連盟 (全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)
日本風景写真協会 (JNP)
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)



写真集『東京わが残像』より

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058

紙芝居に夢中の子どもたち

佃島 1955年

追悼：日本写真著作権協会 田沼武能会長

日本写真著作権協会会長を務めていた写真家・田沼武能氏が6月1日に逝去しました。享年94歳でした。長きにわたり日本の写真界を牽引すると共に、写真著作権の啓発活動に尽力し、その貢献は計り知れません。写真家として生涯現役を貫き、撮影された数々の作品からは、写真の魅力と記録としての重要さが伝わってきます。2019年には、写真家として初の文化勲章を受章しました。田沼氏のこれまでの写真界への功績に深く感謝し、ご冥福をお祈りします。



田沼武能氏
photo: T.Toshinori

田沼武能さんをしのんで

田沼武能さんとは、2017年から2019年にかけて私が東京国立近代美術館の館長を務めていた頃に何度かお話したことがある。東近美の館長は充て職で公益社団法人日本写真家協会の外部理事でもある。当時東近美の一施設であるフィルムセンターの相模原分館が有する保存棟の一角を同協会に貸与し、写真フィルムの保存に活用していただいているという関係があったからである。だから、同協会関係の会議などでお目にかかることが多かった。

田沼さんは若輩者の私にも人懐こい笑顔でお話しになる一方、話題が写真の著作権やフィルムの保存になると、俄然熱を込めて語っておられたのが今でも強烈な印象として残っている。

田沼さんは日本写真家協会の会長を20年にわたってお務めになっただけでなく、一般社団法人日本写真著作権協会会長、日本写真保存センター代表としての役割も担っておられた。音楽や文学と異なりイメージしにくい写真の著作権の重要性を社会に発信するとともに、デジタル時代になって存在すら忘れられかけている、写真の源とも言うべきフィルムの保存に尽力されるのは、ご自身の写真家としての経験を踏まえてのことだと知り、文化としての写真の本質を誰よりも深く理解された方なのだと思う。

いやいや、肝心なのは田沼さんがどんな写真を残されたのか、ではないか。そこを自分はほとんど知らないではないか。慌てて彼の残した写真の数々を観て驚いた。あの芸術家の凛とした姿、あの子供たちの天真爛漫な表情、あの街並の懐かしい風景、どれもいつどこだったか忘れたが、観たという確かな記憶の残っているものばかり。そうだ、私は知らないうちに田沼さんの写真の世界にちゃんと触れていたのだ。

なぜもっと早くそのことに気付かなかったのだろう？ あのときあの人とどんな話をして、どんなタイミングであの写真をお撮りになったのか、いくらでも聞きたいことがあったのに。

悔やんでももう遅い。せいぜい私にできることは田沼さんのご冥福をお祈りするとともに、天国で今度こそ写真嫌いだった正宗白鳥の写真が撮れることを願うことくらいだ。あとは田沼さんの強い意志を忘れずに、写真という文化が末永く発展していくように、自分にできることを続けていくしかない。

神代 浩（かみよ・ひろし）

1986年文部省入省。2017～2019年東京国立近代美術館長、公益社団法人日本写真家協会外部理事。「美術館に関わる全ての人々のための総合展」アートミュージアム・アンヌアール実行委員長。



photo: Takeyoshi Tanuma

写真集『人間万歳』より

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058

西アフリカのマリはフランス語が公用語で、アラビア語も通用する
しかし民族のことばを忘れてはならないと、婦人組合はバンバラ語の学習を始めた
マリ(バマコ) 1997年



写真集『人間万歳』より

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058

黒服を着た一団がやってきた
何事が唱えながら胸を手で強く打ち、一団は時おり輪になりまた列を作り進む
彼らは、イスラム教徒だという
パキスタン(カラチ) 1982年

「東京わがふる里」

それまでの私は二眼レフのカメラを使っていた。また、世界的にも二眼レフを使う報道写真家が一般的だった。私は木村伊兵衛の使うカメラのライカが欲しくなり必死でアルバイトをしてお金を貯めた。(中略)そのためコーヒーを飲みにも喫茶店は入らない。ビールも飲みに行かない。贅沢を一切止めた。おかげで木村伊兵衛に「田沼の趣味は勤儉貯蓄」と仇名をつけられてしまった。それで一年間貯めてライカ IIIC、当時の最新型機をアメリカ兵の友人に PX で買ってきてもらった。

それは嬉しくて、カメラを肩からさげ浅草に向かった。浅草は私の生まれ育った場所であり、どこへ行けばどんな情景に出逢えるかの予想がつくからである。撮ったからといって写真を使ってくれる雑誌があるわけではない。なんとかしてよい写真を撮り、世の中から認めてもらいたいとの一念で、なけなしの金をはたいてフィルムを買い、街を撮影に出かけた。敗戦後に困窮していた人びとも少しずつ普通の生活に戻り始めていた。私の被写体は、その時代に生きる人々の暮らしのドラマであり、その人々の住む街の生活が主題であった。ライカを手に入れてからはどこへ行くにもカメラは肌身離さず持つことにしている。

(田沼武能 写真集『東京わが残像』より 一部修正)



田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058
下町のお総菜屋
本木 1956年



to: Takeyoshi Tanuma



写真集『東京わが残像』より

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058

ままごと遊びからケンカへ

浅草 1955年

田沼武能氏の足跡

田沼武能氏は2000年、日本写真著作権協会（JPCA）会長に就任し20余年に渡り写真著作権の啓発活動に尽力した。同年、JPCAは、著作権法改正運動を行っていた全日本写真著作者同盟と合併し、写真界唯一の著作権団体となる。2003年、写真著作権の円滑な管理を目指し、美術、グラフィック、漫画などの分野と協力しながら、著作権者IDナンバーを会員団体の写真家に発行し、データベースの構築を進めた。あわせて、JPCAサイト上にフォトギャラリーのページを開設。2018年、著作権法の一部改正案により、学校等の教育機関における授業の過程で必要かつ適切な範囲で著作物等の複製や遠隔授業における公衆送信を行うことが可能となり、これに伴い著作者に対して補償金が支払われることになった。同年、著作物の保護期間が著作者の死後50年から70年に延長された。

■年譜

- 1929年 2月18日 東京市山谷（現東京都台東区東浅草）で田沼写真館を営む田沼幸治の第4子として生まれる
- 1945年 東京大空襲に遭う。この時のことを「隅田川の河原で一晩明かして家に帰りました。（中略）家の前にあった防火用水槽の中で3歳くらいの子供が焼け死んでいました。それが直立不動になっていて、お地蔵様が立っているように見えたのです。それで私はお地蔵様は子どもの化身じゃないかと思うようになり、子どもの写真を撮る機会が多くなりました」と語っている
- 1946年 東京写真工業専門学校（現東京工芸大学）に入学。在学中に写真雑誌『LIFE』に憧れ、報道写真部を創部、デモなどを撮影した
- 1949年 東京写真工業専門学校を卒業し、サン・ニュース・フォトスに入社、木村伊兵衛に師事する
- 1950年 日本写真家協会の設立に参加（初代会長は木村伊兵衛）するとともに石井彰、三木淳らと「集団フォト」（顧問は木村伊兵衛、土門拳）結成に参加
- 1951年 新潮社の嘱託として『藝術新潮』や『新潮』の撮影を担当
- 1953年 サン・ニュース・フォトスが倒産し、サン通信社へ移籍
- 1959年 サン通信社と新潮社嘱託を退き、フリーランスとなる
- 1965年 米国のタイム・ライフ社の契約写真家となり、『LIFE』、『FORTUNE』などの取材撮影を行う。「パリでブローニュの森を訪ねた時、日曜日の朝に車で連れてきてもらった子どもたちが車から飛び出すと一目散に森に飛んで行って遊び始めました。これを見て私はいつの間にか子どもたちの写真を撮っていました」と語り、以来、世界の子どもたちを撮り始める
- 1969年 『LIFE』の仕事でペルーを取材、アンデスに残るインカ帝国の面影に魅せられ、その後6回撮影に訪れた
- 1972年 『LIFE』休刊に伴い、タイム・ライフ社を離れてフリーランスとなる
- 1973年 木村伊兵衛を団長とする日中友好撮影家訪中団に参加
- 1974年 写真集『武蔵野』（朝日新聞社）刊行
- 1975年 第25回日本写真協会年度賞を受賞。写真集『すばらしい子供たち』（朝日新聞社）刊行
- 1984年 黒柳徹子ユニセフ親善大使の初親善訪問に同行してタンザニアで撮影。以降同大使の訪問旅行にすべて参加。『カタルニア賛歌』（文：堀田善衛、新潮社）、写真集『アンデス賛歌』（岩波書店）刊行
- 1985年 第33回菊池寛賞を受賞。『アフリカのトットちゃん—救え、アフリカの子どもたち』（文：黒柳徹子、講談社）刊行
- 1988年 第38回日本写真協会年度賞を受賞
- 1990年 紫綬褒章を受章。写真集『カタルニア・ロマネスク』（カタルニア語版、レリダ市庁）刊行
- 1994年 第44回日本写真協会年度賞を受賞
- 1995年 日本写真家協会会長に就任（2015年まで）。東京工芸大学芸術学部写真学科教授に就任（2003年から名誉教授）
- 2000年 日本写真著作権協会会長に就任。全日本写真連盟会長に就任
- 2003年 文化功労者に顕彰
- 2014年 第63回日本写真協会功労賞を受賞
- 2019年 文化勲章を受章。受章について「写真界のために私が代表していただいたのだと思います。写真家たちが文化人の仲間に入れたということがなんとも感慨深いですね」と語った
- 2022年 6月1日死去。享年94歳

記：田井宏和（年譜）

【参考文献】「年譜」（三木啓介編）『東京わが残像』クレヴィス 2017年 / 「文化勲章を受賞した田沼武能 JPCA 会長に聞く」『JPCA NEWS vol.23』2020年

写真著作権の保護期間

写真の著作権は原則として撮影者に与えられ、撮影者の死後 70 年まで存続します。
しかしこのようになったのは意外と最近のことなのです。

わが国で著作権の保護が制定されたのは明治 32 (1899) 年の旧著作権法といわれていますが、法学者の大家重夫によると、写真に関しては著作権という名称ではないものの、写真版權*の保護期間を「登録後 5 年」と定めた明治 9 (1876) 年太政官布告の「写真条例」まで遡るとのことです。

1850 年生まれの写真師・松崎晋二は台湾や小笠原諸島の住民、動物、自然などを明治政府の依頼で撮影・納入した後、作品を銀座界隈で販売していました。それを同業者が無断複製し販売したので政府へ権利保護を働きかけ、「写真条例」が制定されたのです。明治 20 (1887) 年には写真版權条例が公布され、保護期間は、「登録の月より 10 年」になりました。

明治 32 (1899) 年の旧著作権法は、著作物を創作した時点で自動的に著作権が発生する無方式主義をとるとともに、写真版權条例などが廃止されて著作権法に統一、一般的な著作物の保護期間は死後 30 年となったのですが、なぜか写真の保護期間は写真版權条例と同じ発行後 10 年とされてしまい、大きな格差が生じました。

保護期間延長への写真家の取り組み

戦後多くの写真団体が設立され、写真の保護期間の延長を望む著作権法改正運動が写真家から起こりました。中心になったのは日本写真著作権協会(JPCA)の前身である全日本写真著作者同盟で、初代委員長の写真家・渡辺義雄は著作権法全面改正を睨み連日のように大勢の写真家と議員会館を訪れ陳情に明け暮れました。その結果、1971 年には写真の保護期間が公表後 50 年となったものの、一般著作物の保護期間死後 50 年とは依然として大きな格差のある状態が続きます。

1996 年の国会で予定されていた著作権法の一部改正を見据え、全日本写真著作者同盟委員長の田沼武能は写真家・丹野章らと共に写真の保護期間の延長や罰則規定の強化などを求めて国会の傍聴

や陳情活動を繰り返しました。参議院では田沼の写真集を見せながら議員の質問が行われたと本人が座談会で語っています。その結果、1997 年から写真の保護期間が一般の著作物と同じ死後 50 年になり、2018 年に欧米各国と同レベルの死後 70 年に延長となりました。これらの権利は棚ぼた式に与えられたわけではなく、前述の松崎や渡辺、田沼らの問題意識を持つ写真家が根気よく政府や関係機関に働きかけたからにほかありません。

先人たちの努力を無にしないためにも、権利者である写真家自身が問題意識を持ち行動を起こす必要があることを認識しなければいけないでしょう。

記：加藤雅昭

写真と一般的な著作物（映画以外）における
著作権の保護期間の変遷

施行年月日	保護期間	
	写 真	一般的な著作物
1876 年	登録後 5 年	—
1887 年	登録後 10 年	—
1899 年 7 月 15 日	発行後 10 年	死後 30 年
1962 年 4 月 5 日	発行後 10 年	死後 33 年
1965 年 5 月 18 日	発行後 10 年	死後 35 年
1967 年 7 月 27 日	発行後 12 年	死後 37 年
1969 年 12 月 8 日	発行後 13 年	死後 38 年
1971 年 1 月 1 日	公表後 50 年	死後 50 年
1997 年 3 月 25 日	死後 50 年	死後 50 年
2018 年 12 月 30 日	死後 70 年	死後 70 年

* 版權という表現は著作権に統一され、現在では死語となっています。

【参考文献】

◎日本写真家協会会報 170 号
写真著作権の法的保護の歩み 大家重夫
https://www.jps.gr.jp/wp-content/uploads/2019/04/jps_170.pdf

◎日本写真家協会会報 104 号
死後起算 50 年－経過と今後の課題



QUESTION

野球の試合を撮影した写真を SNS に投稿しても大丈夫？

プロ野球の試合を撮影しました。その写真を SNS に投稿しても問題ないでしょうか？

写真の中には、選手の他、球団のマスコットキャラクター、チアリーダーが写っている写真もあります。



photo: 棚井文雄 / HJPI320610000334
キューバ / 2017年

ANSWER

競技の様子は基本的には OK
チアリーダーなどにも十分な配慮を

一般に公開されているスポーツの試合で、特定の選手などをクローズアップすることなく競技の様子を撮影した写真を SNS に投稿することについては、いわゆる「肖像権」（プライバシー権、パブリシティ権）の侵害になる可能性は低いと考えられます。ただし、被写体となる人物が望まないと思われるシーンや、露出度の高いウェアを着用している場合には注意が必要です。

スタジアムで応援を盛り上げてくれるチアリーダーやマスコットキャラクター、彼らの活動の姿も試合のワンシーンであると考えられますが、近年、チアリーダーなどへの不適切と思われる撮影行為と、その写真の SNS への投稿が問題視されています。“性的な観賞を目的としている”と判断されるような写真の投稿は「肖像権」の侵害に、被写体が未成年の場合は「児童ポルノ禁止法」に抵触すると考えられます。

“性的な観賞を目的としている”と判断される可能性があるのは、チアリーダーだけではなく。バレーボール、体操、水泳競技などのウェアについては、これまでもさまざまな議論が交わされてきましたが、「東京オリンピック 2020」女子体操予選では、ドイツ代表チームがユニタード（フルボディスーツ）を着用し、体操競技が性的対象として見られることへ抗する姿勢を示しています。今年 7 月には、ノルウェーのビーチハンドボールの女子アスリートがビキニではなくショートパンツで試合に出場したことに対し、国際ハンドボール連盟が罰金を科したことに注目が集まり、これを機にルールが見直されたことが報道されました。

あるスポーツ写真家は、「肖像権保護に神経質になり過ぎるあまりに、アスリートの一番美しいと思われる瞬間さえも撮影し難くなっている」と語っていますが、いま、露出度の高いウェアを着用して行われる競技については、十分に配慮することが社会的に強く求められています。

新型コロナウイルスによる行動制限が解除され、野球をはじめ、多くのスポーツの試合が有観客で開催されるようになりました。それに伴いシャッターチャンスも増えていますが、撮影ルールをしっかりとし、マナーを忘れず、試合と撮影を楽しみましょう。

記：棚井文雄



『写真家 瀬尾太一 全仕事』“古都往来”より photo: 瀬尾太一 HJPI320110002402



それは写真家を目指した宿命でもあるのだろう。

人は限りなく愛おしい。

そんな気持ちをもちながら

目に入る光景を、客観的に写し取っていく。

写真集『写真家 瀬尾太一 全仕事』 2022年10月11日 発行予定
定価 3,300 円 (税込) / ISBN 978-4-86562-127-3
お問合せ: 株式会社日本写真企画
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-10-8 第3 SSビル601
TEL 03-3551-2643 FAX 03-3551-2370